

令和5年度 随意契約工事等一覧(少額随意契約を除く)

案件名	当初契約金額(円)	工期の始期	随契理由	担当課名	備考
	業者名	終期	根拠法令	問合せ先	
三宝水再生センター高段ポンプ棟 汚水ポンプ用電動機修理工事	¥23,980,000	R5.6.23	設置業者であり、既存の設備と密接不可分な工事であるため	三宝水再生センター	
	東芝インフラシステムズ株式会社	R6.3.15	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	072-232-4958	
大和川ポンプ場No. 1・2汚水ポンプ用インバータ修理工事	¥10,780,000	R5.7.24	設置業者であり、既存の設備と密接不可分な工事であるため	三宝水再生センター	
	東芝インフラシステムズ株式会社	R6.3.18	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	072-232-4958	
三宝水再生センター2系水処理棟 反応タンク流入スクリーン修理工事	¥44,000,000	R5.7.27	設置業者であり、既存の設備と密接不可分な工事であるため	三宝水再生センター	
	株式会社日立プラントサービス	R6.3.18	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	072-232-4958	
石津水再生センターNo. 1汚水ポンプ用電動機修理工事	¥9,064,000	R5.8.25	設置業者であり、既存の設備と密接不可分な工事であるため	三宝水再生センター	
	株式会社西島製作所	R6.3.15	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	072-232-4958	
三宝水再生センター高段ポンプ棟 揚砂機修理工事	¥16,500,000	R5.8.25	業務移管を受けた業者であり、既存の設備と密接不可分な工事であるため	三宝水再生センター	
	株式会社前澤エンジニアリングサービス	R6.3.18	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	072-232-4958	
三宝水再生センターほか攪拌機 修理工事	¥3,740,000	R5.10.11	業務移管を受けた業者であり、既存の設備と密接不可分な工事であるため	三宝水再生センター	
	新明和アクアテクサービス株式会社	R6.3.18	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	072-232-4958	